

警報発令時などにおける措置について

- 「暴風警報」もしくは「特別警報」、地震に係る「警戒宣言」が大阪府内のいずれかの地域に発表されている場合の措置

時 間 帯		措 置
①	午前 6 時まで解除の場合	平常通り当日の予定を実施 (8 : 25 までに登校)
②	午前 6 時以降、 午前 7 時まで解除の場合	9 : 50 始業、当日予定の授業はすべて 40 分で実施
③	午前 7 時以降、 午前 9 時まで解除の場合	11 : 50 始業、4~6 限ないし 7 限の 50 分授業 短縮期間のときは臨時休業
④	午前 9 時現在で発令中の場合	当日は臨時休業

(注意) 「暴風警報」「特別警報」以外の警報の場合は、平常通りです。
特別警報は、すべての災害に適応されます。

※併設の咲くやこの花中学校の措置は別途定めております。